

平成二十二年十二月六日 午前十時一分開議

△開 議

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

△日程第一 行政報告

○議長（兼田勝久君） 日程第一、行政報告を行います。

市長より申し出がありましたので、これを許します。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 始良市観光バス運行試験事業の委託事業者の決定につきまして、御報告申し上げます。

県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、始良市内の観光拠点をめぐる観光バスを試験的に運行する始良市観光バス運行試験事業につきまして、委託事業者の一般公募を行ってりましたが、先日、各応募事業者から運行方法等の提案を受け審査をしました結果、受託事業者の決定をいたしました。

委託をいたしますのは、株式会社JTB九州鹿児島支店で、事業所の所在地は鹿児島市東千石町二の十二であります。

本事業の実施により、始良市の有する魅力あふれる観光資源が生かされ、交流人口の増加や地域活性化につながることを期待しております。

なお、事業の実施に当たっては、雇用の確保、ルート作成及びPR活動などに一定の期間を要しますので、運行開始は平成二十三年三月からとなる見込みであります。以上で行政報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで行政報告は終わりました。

△日程第二 議案第一一〇号始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件

△日程第三 議案第一一五号平成二十二年始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）

△日程第四 議案第一一七号平成二十二年始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第一号）

△日程第五 議案第一一九号平成二十二年始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）

△日程第六 議案第一三五号始良・伊佐地区介護保険組合規約の変更について

△日程第七 諮問第五号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

△日程第八 諮問第六号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

△日程第九 議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件

△日程第一〇 議案第一一二号平成二十二年始良市一般会計

補正予算(第六号)

- △日程第一一 議案第一一三号平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第一号)
- △日程第一二 議案第一一四号平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算(第一号)
- △日程第一三 議案第一一六号平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第一号)
- △日程第一四 議案第一一八号平成二十一年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)
- △日程第一五 議案第一二〇号平成二十一年度始良市水道事業会計補正予算(第二号)
- △日程第一六 議案第一二二号始良市過疎地域自立促進計画策定の件
- △日程第一七 議案第一二二号公の施設の指定管理者の指定に関する件(加治木特産品売場ふれあい物産館)
- △日程第一八 議案第一二三号公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市働く女性の家)
- △日程第一九 議案第一二四号公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市蒲生観光交流センター別館)
- △日程第二〇 議案第一二五号公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市蒲生ふるさと交流館)
- △日程第二一 議案第一二六号公の施設の指定管理者の指定に関する件(米丸地区いきいき交流センター)
- △日程第二二 議案第一二七号公の施設の指定管理者の指定に関する件(西浦地区いきいき交流センター)

△日程第二三 議案第一二八号公の施設の指定管理者の指定に関する件(小川内地区いきいき交流センター)

△日程第二四 議案第一二九号公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央A地区いきいき交流センター)

△日程第二五 議案第一三〇号公の施設の指定管理者の指定に関する件(下久徳地区いきいき交流センター)

△日程第二六 議案第一三一号公の施設の指定管理者の指定に関する件(川東地区いきいき交流センター)

△日程第二七 議案第一三二号公の施設の指定管理者の指定に関する件(白男地区いきいき交流センター)

△日程第二八 議案第一三三号公の施設の指定管理者の指定に関する件(迫地区いきいき交流センター)

△日程第二九 議案第一三四号公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央B地区いきいき交流センター)

○議長(兼田勝久君) 日程第二、議案第一一七号、議案第一一九号、議案第一三二五号及び諮問第五号、諮問第六号については、質疑終了後、委員会に付託することなく、即決議案として取り扱うことになっておりますので、その点をお含みの上、質疑をしていただくようお願いいたします。

七人の議員より、質疑の通告がされておりますので、順次発言を

許します。

まず、二四番、堀広子議員の質疑を許します。

○二四番（堀 広子君） 質疑を行います。

まず、議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

これは清算金の分割徴収にかかわる利子の利率を改正しようとするものでございますが、この利率のもとになる利子、年六%そのものが大変高いのではないかと思うわけでございます。ですから、これをもっと引き下げるべきではないかと思っておりますので、このことについてどのような考えをお持ちか伺いたします。

次の議案第一一一号の始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件でございますが、これは今回の一部改正は設置の許可を受けるもの、あるいは完成検査前の検査、そして保安検査を受けるものの手数料を減額するものと、こういうふうになっておりますけれども、この手数料は消防関係だけに使うのか、それとも一般財源として使えるのか、どちらなのかを伺いたします。

次、議案第一一二号ですが、労働諸費として三百三十一万八千円組まれております。この錦江湾のエコツアーリズム拠点整備委託料とはどのような整備で、そしてどこに委託するのかを伺いたします。

それから、議案第一一九号始良市農業集落排水事業特別会計補正予算についてです。公共ます設置工事費の計上というふうになっておりますけれども、これは単なるというか、大もとになる設計のミスなのか、それとも施工ミスなのか、それとも追加に新設されるも

のによる工事なのかを伺いたします。

議案第一二〇号の始良市水道事業会計補正予算ですが、建設改良費として河川改修に伴う山田水源改修基本設計業務委託料とございます。この本工事は幾らを見込んでおられるのか、いわゆるこの業務委託料として五百五十万円計上されておりますが、その財源は県からの補償金で行われますけれども、水源改修そのものには幾らかかるのか、本工事そのものは幾らかかるのか、そしてどれだけ見込んでいるのか、またその分も県が持つていくのかお伺いたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員の御質疑については副市長がお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 初めに、議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件についての御質疑にお答えいたします。

清算金の分割徴収に係る利子の利率につきましては、権利者の負担軽減を考慮し、換地処分公告の日における長期貸出金利の基準となる長期プライムレートの金利を採用したいと考えております。参考までに申し上げますと、平成二十二年十一月十日現在、一・四%となっております。

次に、議案第一一二号始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件についての御質疑にお答えいたします。

消防手数料については、今回改正となるものについては、規模の大きな危険物施設であり、許可申請に係る審査業務を危険物保安技術協会に委託することとなり、特定財源扱いとなります。

それ以外のものについては、消防本部において審査業務を行っており、これについても特定財源扱いとなっております。

次に、議案第一二二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）の労働諸費についての御質疑にお答えいたします。

国内最大級の海域カルデラとされる始良カルデラを抱える錦江湾北部地域、約二万ヘクタールを国立公園に追加する方針が環境省から十月に公表されました。

また、霧島屋久国立公園を分割し、霧島・錦江湾地域と屋久島をそれぞれ新たな国立公園として再編する方針が環境大臣から明らかにされました。

錦江湾エコリズム拠点整備事業はこれを受けまして、錦江湾における環境や生態系の維持と保護を意識したツーリズム、いわゆるエコツーリズムのプログラム作成等の事業を行おうとするものであります。

次に、議案第一一九号平成二十二年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）についての御質疑にお答えいたします。

今回の補正は、公共ますを新設するもので、一般住宅二件の新築及び特別養護老人ホームやすらぎの里増改築に伴う公共ます設置に要する費用の計上であります。

次に、議案第一二〇号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第二号）についての御質疑にお答えいたします。

今回計上いたしました委託料は、水源地改修における工法を検討し、いかに効率的に、また安全・安心に、そして安価に改修を行うことができるかなどの基本的な設計を行うものであります。その結果により、平成二十三年度に実施設計を行い、工事費の算出をする

ため、現在のところ本工事費をどの程度見込んでいるかは判明しておりません。

また、十一月十九日に、鹿児島県と始良市の間で協定書を交わしておりますが、その中で本工事の実施は始良市が行い、費用はすべて県が負担することとなっております。

以上、お答えいたします。

〇二四番（堀 広子君） まず、一一〇号からお尋ねいたします。

御答弁で現在一・四〇％ということですが、これは分割徴収にかかわる利子・利率でありましょうが、年六％、これはいつからの率なのでしょう。いつごろ定められた率の数字なのでしょう。また、しかもこの現行の公定歩合というのは幾らぐらいになっているのか、そしてまた、国債や地方債の利率はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

手数料の関係でございますが、一一一号の消防手数料の関係です。特定財源扱いとなるということで、これまで西部消防組合という形で取り扱われておりましたので、全くわからない中で質問をいたしましたので、具体的に教えていただきたいのですが、これまではいった手数料というものは、どのようなものに使っていたのか、そして今後市で扱うとなりましたときの特定財源は、今後歳入としてどのような取り扱いになっていくのかもお示しく下さい。

それから、関連といたしまして、いろいろと資料、消防条例を見せただけでございましたところ、一部改正の部分として直接は関係ございませんけれども、条例の第四章を見ましたら、あるいはまたこのいただきました参考資料によりまして、参考資料の最初のところ区分とあります。その区分のところにも、指定数量という数字が

使われております。これがたくさん使われているものですから、全く先に進まないというか、わかりづらい、理解しがたいところがございますので、この指定数量とは幾らを示すものなのかもお示しいただきたいと思えます。

それから、次の錦江湾国立公園に向けたエコツーリズムの件でございますが、御答弁いただきました内容で概要はわかりますけれども、全体的にどのような事業で、そして内容をもっと具体的に示していただけなら理解できるかなと思うところなんです。資源を活用して生態系を伴う形の維持と保護を意識したツーリズムだということとはわかりますけれども、もっと具体的に示しているのは帖佐地区、加治木地区を含め、どのような内容になっていくのかを教えてください。

それから、始良水道事業会計補正の一〇号ですが、これは水源地の改修、いわゆる河川改修に伴う水源地の改修ということでございますけれども、河川改修そのものと、この水源地のかかわりがどのようになっているのか、どうしてこの水源地の改修を行うことになってきたのかもお示しいただきたいと思えます。

もとに戻ります。国立公園化に向けたエコツーリズムの件でございますけれども、委託先がどこになるかお示しいただいておりませんので、この件も含めて御答弁お願いいたします。

**○建設部長（大園親正君）** お答えいたします。

区画整理施行法の中で改正が、改正と申しますか、定められたのが昭和三十年でございます、〇・六%がですね。

それから、ほかの銀行といえますか、その関係でございますが、住宅金融支援機構が、一・九から三・二というふうなふうでございます。

ます。

それから、財政融資資金法で〇・四ですかね、というふうになっております。

以上でございます。

**○消防長（宮原千年君）** お答えいたします。

始良郡西部消防組合時代のこの手数料に関しましての御質問だったかと思えますけれども、これにつきましては物件費で充當をいたしております。

それから、もう一点の参考資料の関係につきましては、危険物に関する政令に定められておりました、指定数量の小さなものほど危険性が大きくなります。単位はキログラムとリットルで用いられております。

以上であります。

**○企画部長（甲斐滋彦君）**

次の国立公園化に向けたエコツーリズムに関しましては、市民生活部の担当課長が御説明申し上げます。

**○市民生活部生活環境課長（前田信秋君）**

生活環境課の前田でございます。よろしくお願いたします。

具体的な内容ということでございますが、現在、答弁にございましたように、国立公園が霧島屋久国立公園ということであるわけでございますが、それを環境省のほうで屋久島のほうと霧島のほうに分けて、国立公園を充實させていくということが環境大臣のほうから発表されたわけでございます。

その中で、私も始良市におきましては、そのような観光に関するもの、あるいは環境に関する発信する基地がございません。

霧島市におきましてはいろいろな施設等交えまして、観光地ある

いは情報発信するというところで、そういった体制が整っております。今回この始良市の重富の干潟、それから布引の滝から鹿児島市へ面する山がございますが、その一部を今度国立公園の区域に入れるわけでございます。そうしますと、錦江湾も入ってまいります。その中で、私どもの考え方といたしましては、この機会に始良市から観光それから環境、こういったものを発信しようということを考えまして、現在今議員おっしゃるように、生態系の観察会それから海辺の水質調査、そういったものに対していかに発信したらいいかということ、今回エコツーリズムのプログラム化ということで委託をすることでございます。

事業内容といたしましては、新規のエコツアーの開拓、そしてエコツアーの情報発信、エコツーリズムへの先進地視察などを行いまして、いろいろのこれからのエコツアーの関係を、ここから情報発信をしていくということでございます。今回くすの木自然館さんへ、この議決、あつ、補正が、考えているところでございます。

以上、実施計画としては以上のことでございます。

○水道事業部長（泉 雄三君） 議案第一二〇号の質疑についてお答えいたします。

この山田の水源地在井戸が七メートルという深さで非常に浅いもんですから、河川改修で、今回の県の工事は水源地との対岸のちよつと水源地がちよつと上流側になるもんですから、河川改修で濁る可能性があると、井戸が。濁ってからの水の供給が非常に難しいもんですから、濁った場合の予備装置ですね、ろ過器等の装置を設置しようということ、今回の委託を県からの申し入れによりまして、今回二十二年度で基本設計、二十三年度で実施設計、工事というふ

うに協定書を結んでおります。

以上です。

○二四番（堀 広子君） お答えいただきました、最初の都市区画整理事業の件でございますが、この利率が大変ほかのところは低いですね。お答えいただきましたように、一・九から三・二あるいは財政の融資の件では〇・四％と。しかもこれは昭和の三〇年といえますと相当たっております。そのときから一回もこの年六％というのは改定されてきていなかったんでしょうか。そうなりますと、大変今の現状にそぐわない数値ではないかと思っておりますので、これは条例改正になるのか、規則でできるのかわかりませんが、これは早急に改定をするべき懸案ではないかと、議案ではないかと思っております。いかがでしょうか。

それから、消防の関係でございます。物件費として充当していくということございましたので了解いたします。

労働諸費のエコツーリズムの件でございますが、これは結局は始良市のかかわりつつというのは今後どのようにしていくのか、若干触れられましたけれども、具体的にはどのような取り組みをされていくのか。くすの木自然館に委託する予定であると考えているということでございますが、そういう意味ではくすの木自然館が中心になって行われるのか、それとも行政とどここの期間が一緒になって取り組んでいかれるのかも含めて御答弁お願いいたします。以上です。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

都市区画整理法の施行令が平成十一年六月に一部改正がございまして、それに基づいて今回はしようとするものでございます。条例

を改正しまして、それから施行規則で定めるといふことになります。  
以上でございます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） エコツーリズムの件  
についてお答えいたします。

今回この指針といいますが、方向性あるいは計画をつくりまして、進め方をどのようにするのかということでございますけれども、現在我々が考えておりますことは、こういった情報発信の仕方というものについてはふなれでございます。その点をまず議員言われるように、民間の方の技術と知恵をいただきましてどのように進めていくのかということで、私も生活環境課あるいは商工観光のほうとタイアップしまして、水の浄化、それから観光資源としての位置づけ、そこらあたりまで踏み込んだ格好でつくっていきたいというふうに考えておるとでございます。

○議長（兼田勝久君） これで、堀広子議員の質疑を終わります。  
次に、一三番、里山和子議員の質疑を許します。

○一三番（里山和子君） 議案第一一二号平成二十二年度始良市  
一般会計補正予算（第六号）について、質疑をいたします。

民生費関係の児童福祉費の児童福祉施設費一億一千百三十七万一千円の追加は、私立保育所措置費や放課後児童対策事業委託料が主なものとありますが、委託料はどこに払うのでしょうか。

農林水産業費関係の林業費の林業振興費二千七百四十二万六千円の追加は、協同組合ケトラファイブが解散することになった国庫補助返還金の追加であります。解散の理由は何だったのでしょうか。

また、森林整備地域活動支援交付金の減額や公有林整備事業委託料の減額の理由は何だったのでしょうか。

教育費関係の中学校の学校管理費の三百三十九万二千円の追加は、帖佐中学校で総合学習で活用されている土地の購入経費とありますが、どの場所に当たるとのでしょうか。

第二条債務負担行為の補正で、竜門小学校特別支援教室用プレハブ校舎賃借に伴う行為は、期間五年間、限度額六百万円とありますが、期間が長過ぎるのではないのでしょうか。特に特別支援教室であるので伺います。

次に、議案第一一六号平成二十二年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第二号）について伺います。

今回の補正は、介護保険制度の認定調査費にかかわる社会保険料の改正に伴う補正とありますが、詳しく説明をしていただきたいと思えます。

歳出の保険給付費関係で、高額介護サービス費三百九十万円の減額、特定入所費介護サービス費の一千四百万円の減額はサービス給付費の減少に伴うものとありますが、減少の理由は何だったのでしょうか。

最後に、議案第一二五号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生ふるさと交流館）について質疑いたします。

これまでの管理運営はどうなっていたのか、旧始良町の歴史民俗資料館は公的に維持管理運営されておりますが、蒲生の施設を指定管理者に指定する理由はどういうことなのでしょうか。また、旧加治木町の施設はどのように管理運営されているのか伺います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員の御質疑には、副市長がお答えいたします。

なお、教育費関係については教育委員会でお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 初めに、議案第一一二号平成二十二年  
度始良市一般会計補正予算（第六号）の児童福祉施設費一億一千百  
三十七万一千円の追加についての御質疑にお答えいたします。

私立保育所措置費につきましては、児童福祉法の定める保育を実  
施するために要する経費として、国の定める保育単価に基づき認可  
保育所に指名するものであります。これまで年度初日時点の保育児  
童の人数は、各保育所の法定人員の一一五％以内、また同年度九月  
末までは、一二五％以内とされておりましたが、本年度から児童福  
祉施設の最低基準を遵守することを前提として、この入所人員の上  
限が廃止されましたので、本市におきましては四月一日から保育を  
実施する児童の人数を増員し、待機児童の解消を図ったところであ  
ります。

四月一日の入所人員の増員及び四方所の私立保育所の定員増に伴  
い、本年度当初予算額に不足が生じることとなりましたので、一億  
七百七十五万七千円を増額補正するものであります。

また、放課後児童対策事業委託料につきましては、放課後児童ク  
ラブを実施する各施設に対して、この事業の実績及び本市の補助金  
要綱に基づき算定いたしました委託料を支払うものであります。

このたび国及び県の要綱の改正に伴い、当該年度の一月当たりの  
平均利用児童数の区分及びこの区分に定める補助金の額は改定され  
ることとなりましたので、その委託料の所要見込み額に不足する額  
といたしましたので、二百四十八万三千円を増額補正するものでありま  
す。

次に、林業振興費についての御質疑にお答えいたします。

まず、協同組合ケトラファイブの解散であります。同組合は平  
成十二年度に、地域林業経営確立林業構造改善事業により国の補助  
を受け、蒲生町萩ノ段工業用地に、森林バイオマス等活用施設の整  
備を行い、竹材を主原料とし化学物質等を吸着する性能を持つ環境  
に優しい竹炭ボードを生産、販売しておりました。

しかし、通常の製品より高額であったことや景気の低迷などから  
経営を維持することができず、現組織体制では経営改善の見通しが  
立たないことから、協同組合を解散し、施設を処分することになっ  
たものであります。

森林整備地域活動支援交付金の減額は、県からの交付金の内示に  
伴う減額であり、公有林整備事業委託料の減額は、国の補助事業で  
ある条件不利森林公的整備緊急特別対策事業において、公有林整備  
を実施する予定でしたが、国の事業仕分けによる廃止に伴う減額補  
正であります。

次に、議案第一一六号平成二十二年度始良市介護保険特別会計保  
険事業勘定補正予算（第二号）についての御質疑にお答えいたしま  
す。

まず、社会保険料につきましては、八人の認定調査員分を予算計  
上しておりますが、雇用保険料に七万七千円の追加が見込まれるこ  
とと、このたびの法改正などに伴い、九月分からの社会保険料に七  
十二万四千円の追加が見込まれることなどから、今回増額補正をす  
るものであります。

次に、高額介護サービス費は実績見込みによる減額で、特別な減  
額要因に基づくものではなく、旧三町がそれぞれの実績見込みを勘  
案し、当初一億六百九十一万一千円を予算計上しておりましたが、



始良市となって四月から十一月までの実績から推計しまして、三百九十万円ほど減額が見込まれるため、今回補正をするものであります。

次に、特定入居者介護サービス費につきましても、高額介護サービス費と同様、当初二億三千二百七十万円を予算計上しておりますが、四月から十月までの実績から推計しまして、一千四百万円の減額が見込まれるため今回補正をするものであります。

○教育長（小倉寛恒君） 次に、議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）の三点目、帖佐中学校の総合学習用の土地購入についての御質疑にお答えいたします。

この土地の場所は、帖佐中学校敷地の西側に隣接し、校庭から出入り可能な場所にあり、学習指導要領に基づく総合学習の体験の場等として活用しているところです。

この土地においては、旧始良町において所有者の売却の求めに応じ、本年二月二十四日、土地開発基金で購入していたものを今回一般会計で買い戻すものであります。

次に、債務負担行為の竜門小学校特別支援教室用プレハブ校舎賃借についての御質疑にお答えいたします。

プレハブを賃借する場合、通常これまでも五年間で契約をいたしており、今回の特別支援教室用プレハブ校舎につきましても、新入学児童が六年間、当該教室で就学することを想定して契約しようとするものであります。

なお、契約期間満了後は無償譲渡され、それ以降は市の施設として継続して使用することになります。

次に、議案第一二五号公の施設の指定管理者に関する件（始良市

蒲生ふるさと交流館）についての御質疑にお答えいたします。

始良市蒲生ふるさと交流館は、来年三月のオープンを予定し現在準備を進めているところであります。この施設は、歴史、民俗、芸術及び図書等に関する資料を収集、保管、展示を行い、一般の利用に供するとともに、観光の推進、交流人口の拡大、あわせて地域の振興を図る必要と経費削減等も見込めることから、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

なお、始良市歴史民俗資料館や加治木郷土館は、資料を収集、保管、展示して、一般の利用に供するという館の目的に沿って、現在直営で管理運営を行っておりますが、今後は指定管理者制度の導入も視野に入れながら、検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○一三番（里山和子君） 民生費のところから再質疑いたしたいと思いますが、待機児童の解消を図って増員したと、上限がとっぱらわれたというようなことで、私としては大変遺憾に思いますけれども、この待機児童は何名あって、増員が何名されたんでしょうか。そして、待機児童はもう解消になったんでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

それから、放課後児童対策事業委託料についてですけれども、国及び県の要綱の改正に伴って、当該年度の一月当たりの平均利用児童数の区分及びこの区分に定める補助金の額が改定されたとありますが、改定前と改定後ではどのように変わったのか、お知らせください。

それから、次に、林業振興費のところですが、公有林の整備事業委託料の減額は、国の補助事業である条件不利森林公的整備

緊急特別対策事業において、公有林整備を実施する予定だったけれども、国の事業仕分けによって廃止されて減額補正であるというふうに書かれているんですけれども、これは場所はどの公有林で、面積はどのくらいになるんでしょうか、お知らせいただきたいと思えます。

次に、学校管理費のところですけども、面積はどのくらいの面積に当たるんでしょうか。

それから、竜門小学校の特別支援教室のことでですけども、特別支援教室に入る子どもたちをプレハブ教室というのは、ちょっと過酷な気がするんですけども、これまで特別支援教室というのは在来の子どもたちについてもあったのでしょうか。これは新入児童が六年間就学することを想定してとありますけれども、何人ぐらいの生徒さんが見込まれているのでしょうか。

それから、一般教室と振りかえたりすることはできないものでしょうか。

それから、このようにプレハブ校舎にもしなるとしますと、クーラーの設置等は考えられているのでしょうか。

以上です。

**○福祉部長（谷山昭平君）** 児童福祉関係についてお答えいたします。

まず、今回の入所人員の増員それから定員増の関係ですが、まず入所人員の増員が八十名、私立保育所の定員増が九十名ということ待機児童の解消を図ったわけですが、四月一日当初の待機児童が五名でありました。それから、待機児童が少しふえてまいりまして、十月一日現在で待機児童が三十九名になっております。

次の放課後児童クラブの関係につきましては、担当課長が説明いたします。

**○福祉部児童福祉課長（原口正則君）** 児童福祉課の原口と申します。放課後児童クラブの件につきましてお答えいたします。

今回、七月に県からの通知がございまして、一部改正があったわけでございますが、まず人員の区分が五ランクあったんですが、それが七ランクにふえまして、今までは人数がふえれば補助単価もそれに伴って増加をしていたわけですが、今回の改正につきましては、大体人数的に一クラブ五十名程度が望ましいということ、それ以下につきましては増額、それ以上につきましては減額というような形になっております。

例を申しますと、一番下のランクで、大体十人から十九人の児童が所属するクラブであります、従前が九十九万五千円でございますが、今回の改正で百四万一千円というふうなふうにふえております。

以上です。

**○農林水産部長（屋所克郎君）** 公有林の整備事業委託料の減額についてお答えいたします。

場所は北山のフノ木地区、面積は五ヘクタールでございます。

**○教育部長（二見康洋君）** お答えいたします。

まず、帖佐中学校の土地の面積でございますが、三百四平米でございます。

それから、竜門小学校の特別支援教室につきましては、現在是一名の児童が入学の予定でございます、開設につきましては県の認定といたしますか、決定を待つこととなりますので、今回債務負担行

為という形で上げさせていただいたところであります。現在までは対象児童はございませんでした。

プレハブによる特別支援教室ということになりましたが、竜門小学校はご承知のとおり、普通教室が六教室しかございません。また、特別教室も別棟になっております関係で、現在の校舎の中に特別支援教室を確保することは困難であるということから、今回プレハブ校舎を設けようとするものでございます。予定は先ほど申し上げました一名でございます。

あと、一般教室と入れかえてはどうかということ等も考えましたけども、今お答えしましたように、施設的になかなか確保は難しいということでございます。

クーラーにつきましては、開口部等をバランスよく配置したり、あるいは空調設備を設置することにより、良好な環境の中で活動ができるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○一三番（里山和子君） 次の公の施設の指定管理者に関する件ですけれども、始良町と加治木町は公的なままで残して、蒲生町が新設だということですけども、これを指定管理者にとり議案になっっているわけですけども、公的なものとして指定管理者制度にすると、どのような違いが出てくるのかというあたりをお聞かせください。

○教育部長（二見康洋君） お答えいたします。

まず館の目的としまして、この施設は、歴史、民俗、芸術及び図書等に関する資料を収集、保管し、一般への利用に供する、蒲生地区における文化芸術の拠点づくりを目的とした施設で、来年三月の

オープンを今準備をしているところでございます。

具体的な事業の例としては、蒲生出身の彫刻家であります板橋一歩さんの作品が返ってきておりますので、それらの作品の保存と活用あるいは歴史民俗資料の保存と活用、親子読書の推進のための活動の場としてこれから活用していきたいということでもあります。

そうしますと、当然職員を配置し管理をしていくことになりましたが、現状では常勤の正規職員を配置することは、財政的な問題を含めまして困難であること、あるいはこの設置目的を損なうことなく適正な管理を確保していくためには、民間活力を活用することが住民サービスの向上に期待できるということ等を考えまして、今回指定管理者制度を導入することといたしました。

以上、お答えいたします。

○議長（兼田勝久君） これで、里山和子議員の質疑を終わります。

次に、一四番、河東律子議員の質疑を許します。

○一四番（河東律子君） 私は、議案第一一二号一般会計補正の第六号について質疑をいたしたいと思います。

まず、一点目ですけども、二十四ページ、情報管理費二千六百万円の追加ですが、これは北山・木津志・上名地区及び漆地区を対象としたブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業ということになっておりますけれども、事業者はどこになっておりますか。

それから、この事業で始良市内のすべての解消がなされるのかどうかということについてお尋ねいたします。

それから、次は二十四ページ、水道事業費の追加なんですけど、蒲生地区の無水源地域簡易水道整備事業に係る償還金並びに水道事業

部に属する職員に支給する児童手当、子ども手当ということになっております。このことにつきましては、まず事業の内容についてお知らせください。

それから、総事業費が幾らかかったのか、償還金の残高が幾らになっ  
ていて、あと償還に何年ぐらい要するのか、お知らせください。  
次が、三十三ページ、生活保護費についてですけれども、生活保  
護の受給者数についてお尋ねをいたしたいと思います。昨年と比べ  
て増になっているということでございますけれども、その増の理由  
というようなところをお知らせをいたしたいと思います。それから、  
どれくらい増になっているのかということをお聞きしたいと思います。  
います。

三十六ページの諸費のエコリズムについてでございますが、  
この件につきましては、堀議員の質問に詳しく御答弁がありました  
ので、私はこれについてはもう堀議員の答弁で了解をいたしました。  
以上です。

○市長（笹山義弘君） 河東議員の御質疑につきましては、副市  
長がお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 初めに、議案第一一二号平成二十二年  
度始良市一般会計補正予算（第六号）の情報管理費についての御質  
疑にお答えいたします。

ブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業の施工業者は、現在のと  
ころまだ決まっております。今後、複数事業者からの企画提案方  
式で決定したいと考えております。

また、この事業が導入されることにより、市内におけるブロード  
バンド・ゼロ地域はほぼ解消されることとなります。

次に、無水源簡易水道事業についての御質疑にお答えいたします。  
無水源地域簡易水道整備事業は、簡易水道または飲料水供給施設  
を布設することができる条件を備えていながら、水源を確保するこ  
とが困難な地域のため、同一市町村内の水道事業から浄水を受ける  
水道のうち、水道事業の給水区域から原則二百メートル以上の連絡  
管を接続して水道施設の整備を行う事業であります。

旧蒲生町において、二つの地域で事業を実施しておりますので、  
それぞれにお答えいたします。

まず、平成三年度から平成五年度にかけて事業を実施いたしまし  
た、中福良地区の総事業費は約三億八百万円で、平成二十一年度末  
現在の元利償還金の残額は、約一億四千五百万、償還にあと十四年  
を要するものであります。

また、平成十六年度から平成十八年度にかけて事業を実施いたし  
ました、久末地区の総事業費は約二億六千九百万円で、平成二十一  
年度末現在の元利償還金の残額は約二億三千三百万円、償還にあと  
二十七年を要するものであります。

次に、生活保護費についての御質疑にお答えいたします。

平成二十二年九月末現在で、生活保護世帯数は六百四十二世帯、  
生活保護受給者数が一千十五人、昨年九月末現在が五百六十八世帯、  
八百八十三人でありましたので、百三十二人、一四・九%の増とな  
っております。

申請理由で多いのは、高齢や失業、傷病等による預貯金等の減収  
によるものであります。

以上、お答えいたします。

○一四番（河東律子君） それでは、補正予算ですので委員会付

託になっておりますから、簡単に再質問をいたしたいと思えます。

まず、水道事業についてでございますが、償還金が一般会計からの繰出金になっておるんですが、これはずっとこういう形で一般会計からの繰出金で対処するという事になっておるんでしょうか。

それから、二つの地域ですが、この地域は何戸数ぐらいが、今度の事業の中で処理、網羅されて、そしてこれですべてこの地域は完了といえますか、できないところははないのかというのをお知らせください。

ちよつと外れますけど、もうこれで始良市の無水地域っていうのは解消されているんでしょうか。

それから、生活保護につきましては、申請者がふえて何か苦しい社会状況というのが反映されているわけですけども、若年層といえますか、家族持ちとか、あるいはひとり者とか、そういう方の失業とかっていうのもふえているような答弁でございますけれども、ハローワーク等との関連で職業あつせんとか紹介とか、そういうものがなされておるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○水道事業部長（泉 雄三君） お答えいたします。

まず、償還はこのままずっと一般会計からということでございます。ただ、一応簡易水道事業の補助事業で行いまして、その区域は後ほど上水道の区域に取り込んでおる関係で、一般会計から償還が終わるまで繰り出しをしていただくこととなります。

それから、戸数でしたけど、中福良地区が現在百九十戸の給水戸数でございます。それから、久末地区が四十戸の給水戸数でございます。

それから、あと始良市すべて水道が網羅されるかということだっ

たと思えますけど、まだ旧始良町においても、木津志とかほかに簡易水道、上水道の給水をしてないところはございます。

○福祉部長（谷山昭平君） 生活保護の関連についてお答えいたします。

現在は、実質所得水準の低下が生活保護率を上昇させる要因になっているというふうに言われております。この中で、雇用情勢が非常に悪いんですが、今後受給者がふえると思われまので、国においても就労支援の大幅増員をすることとしております。市も九月から就労支援を採用し、求人情報の提供あるいはハローワークと連携しながら就労支援に取り組んでいるところであります。

以上です。

○一四番（河東律子君） 最後にちよつと漏れておりました一件だけお願いいたしたいと思えますけれども、昨年の生活保護の受給者数はわかっておりますか。一年間です、一年間の分です。

○福祉部長（谷山昭平君） 九月末現在は答弁をしたとおりですけども、一年間につきましては、担当課長が説明いたします。

○福祉部社会福祉課長（窪田広志君） 昨年度、県の振興課のほうで管理をしておりますので、引き継いでの今その九月末は今部長が答えたとおりでございますが、その後で数字については説明いたしたいと思えます。

○議長（兼田勝久君） これで、河東律子議員の質疑を終わります。

次に、一六番、東馬場弘議員の質疑を許します。

○一六番（東馬場弘君） まず、初めに、議案第一一二号始良市一般会計補正予算（第六号）について質疑します。

予算書の二十四ページ、款二総務費項一情報管理費の中で二千六百万円ですけれども、今回北山・木津志・上名及び漆の四地区を対象としたブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業についてですが、河東議員について答弁がありましかれども、私としてもちよつと聞きたいと思いますので、この始良市として最後の事業となるのか、まだ市内で整備されていない地域があるのか、お伺いします。

また、この通信の整備事業はADSL回線と聞いておりますけれども、光通信での整備とならないのかお伺いします。

次に、三十三ページ、款三項三生活保護費について質疑します。

まず、一番目に、職員の残業手当、約三百万円ですけれども、これ多いんですけども、提案理由の説明では新規申請者の増加に伴うということがありますけれども、職員の残業による人数、形態など、内容が見えないのでその内容をお伺いします。

次に、生活保護扶助費が相変わらず多いんですけども、生活保護受給者の増加、医療費等、その内容を具体的に伺います。

次に、生活保護受給者に対しての就職あっせん等の取り組みをお伺いします。

次に、四十四ページ、款八項六目一住宅管理費について質疑します。

今回、市営住宅の解体と移転費用でありますけれども、加治木地区朝日町住宅の解体と私は通告しておりましたけれども、私の勘違いで移転費用としての計上でした。しかし、この朝日町住宅も先々解体してその土地の面積や処理がどうなるのかわかりませんので、まず居住者の移転後に解体となった後のことについてお伺いします。

次に、議案第一二二号から議案第一二五号までの公の施設の指定

管理者の指定に関する件について質疑します。

一番目に、この四件の議案第一二二号から一二五号まで、指定管理料、どのようになっていのかお伺いします。

次に、議案第一二三号始良市働く女性の家について、説明では三事業者の応募があり、実績のある一社に選定されたとありまして、ほかの二業者の実績、内容はどうかだったのか、これをお伺いします。以上で一回目ちよつと終わります。

○市長（笹山義弘君） 東馬場議員の御質疑には副市長がお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 初めに、議案第一二二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）の情報管理費についての御質疑にお答えいたします。

さきの河東議員の御質疑にお答えいたしましたように、今回の事業で、市内のブロードバンド・ゼロ地域がほぼ解消されると考えております。

既存の電話回線を利用できるADSLは新たに光ケーブルを敷設しなければならぬ光通信の場合と比べ、経費がかからないことや早期着工が可能なことから、今回の整備はADSLで実施することといたしました。

次に、生活保護費についての一点目の御質疑にお答えいたします。市福祉事務所の設置により、申請相談窓口が近くなったことや雇用情勢の悪化等により、生活保護の申請件数も予想以上に多くなったことから、新規申請に係る事務処理のための時間外手当の補正を行うものであります。

二点目の御質疑についてお答えいたします。

今回の補正は、生活保護者の増加による扶助費の不足分を増額補正するものですが、このうち医療扶助費が一億四百四十二万五千元で、全体の六九・七%を占めております。生活保護受給者の場合、国民健康保険が適用除外となるため、医療費の全額を生活保護で支払うことになり、医療扶助費の割合が多くなっております。次いで、食費や高熱水道費等の生活扶助費が二千九百八十三万八千円となっております。

三点目の御質疑についてお答えいたします。

本年九月末までに就労開始により、生活保護から自立した生活保護世帯数は四世帯となっております。さらに生活保護受給者に対する就労支援を推進するため、本年九月には就労支援員一人を設置し、就労意欲の喚起や求人情報の提供、面接先への同行訪問等行つて、ハローワークと連携しながら就労支援に取り組んでおります。

次に、住宅管理費についての御質疑にお答えいたします。

朝日町住宅の敷地面積は、千五百五十三・六平方メートルであります。移転が完了次第、解体工事を予算計上し、移転跡地の利用等につきましては、ほかの市営住宅用地を含め総合的に検討いたします。

次に、議案第一二二号から議案第一二五号公の施設の指定管理者の指定に関する件についての御質疑にお答えいたします。

本議会において提案いたしました四議案の指定管理料につきましては、指定の申請時に各事業者から提示を受けておりますが、今後指定管理者の指定議案議決後に詳細に精査した上で、指定した事業者と協定書を締結し、平成二十三年当初予算として提案することとしております。

なお、今回提示を受けた各施設の指定管理料は、加治木特産品売場ふれあい物産館は百二十五万四千円、始良市働く女性の家は八百八十九万円、始良市蒲生観光交流センター別館は七百八十万円、始良市蒲生ふるさと交流館は四百二十六万六千円であります。

次に、始良市働く女性の家の指定管理者についてお答えいたします。

始良市働く女性の家の指定管理者には三事業者が応募され、それぞれ指定管理の実績もあり、すぐれた事業者でありました。

株式会社総合人材センターは、始良市働く女性の家の類似施設でもあります。鹿児島市勤労女性センターの指定管理者として実績があり、施設の運営方法や管理体制及び指定管理料など、総合的にすぐれていることなどから、今回指定管理者候補として選定したものであります。

以上、お答えいたします。

○一六番（東馬場弘君） 二回目に行きたいと思っておりますが、この情報管理費ですけれども、先ほど河東議員に答弁がありましたけれども、大体的には納得したんですけども、今ADSL回線のメリットを言われて、光通信のメリット・デメリットをちよつとお伺いしたいと思っておりますので、まずこれ一点ですね。

それから、このブロードバンドは、官も民もこれからは光通信に順次変換していくのではないのでしょうかと思うんですが、設備費が高いのは理解するんですけども、一部だけでも光通信への切りかえはできないのか、こちよつとお伺いします。

次に生活保護費関係ですけれども、先ほども答弁ありましたけど、この職員の残業ですね、私、三百万円多いのはいけないとは言つて

ないんで、職員の数が足りているのか、これを心配してるわけですね。いつもいつも残業がいつも多いものですから、職員の方が非常に大変じゃないかと思えますので、足りてるのか、ここをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、受給者全員に、毎年年末に期末一時扶助の給付があるようなことちょっと聞いたことがあるんですけども、それが今回の補正に計上されているのか、中身にですね、もしされているとすればその金額は幾らかお伺いします。

この医療費が高いの、一億四百幾らだったですかね、この医療費の内容ですね、結構金額が大きいもんですから、どういった医療関係だったのか、これ支払われる予定の人数がわかれば教えてください。

それと、住宅管理費ですけども、大体わかりましたですけども、もう管理費はいいです。

次に、指定管理料の件ですけども、この指定管理料が最初の議案を出された資料の中になぜ出されなかったのか、その理由を述べてください。この議案は総務委員会に付託されていますから、そこで詳しく審査されるんでしょうけども、資料は最初に全部出してください。そうでないと我々はこの議会をこれをもって判断しますので、資料が少なくないけません。この指定管理制度では協定を締結する契約案件ですので、特に新規事業者についてはこの紙切れ一枚か二枚で三年から五年の指定管理者の業者選ぶわけですから、参考資料が非常に少ないというふうに思います。これについて答弁お願いします。

次に、この指定管理の期間が二年があったり、三年があったり、

五年があったりとばらばらなんですけども、このばらばらの理由を説明願います。

それから、一二〇号から一二五号までの中の公募した議案の中では、この一二三号ですね、始良市働く女性の家のみですね、公募は提案理由説明では、その公募に対して三事業者が応募したとありまして、選定に漏れた二業者はこれ市内なのか、市外なのか、どちらの業者だったのかお知らせください。業者名はいいんですけども、市内か市外かどちらかだったかですね。

また、雇用の件ですけども、働く女性の家ですけども、今四名ほどいらっしやると思うんですけども、管理者がかわると従業員もかわる可能性もあるんですけども、その辺はどうなりますか。ちょっとお伺いします。

**○企画部長（甲斐滋彦君）** ブロードバンドのゼロ地域の解消の件で、光通信の件でしたけれども、メリットにつきましては、光通信はISDNを基準としますと、ADSLの場合は九十四倍、それから光通信の場合は七百八十二倍と、非常に情報量が多い場合には、光通信が一番理想的と思います。

ただ、インターネットを利用される場合に、ホームページの閲覧に限って言えば、それほど光通信でなくてもADSLでも十分対応できるというふうに考えております。動画とか音楽等になりましたら、少しかなりの違いが出てくると思っております。

それから、費用が光通信の場合はADSLと比べてまして十倍かかります。そういうことで一部の地域でもということについては、またいろいろ検討しますけども、非常に難しいところは経費が十倍かかるからということでの今回ブロードバンド・ゼロについてはAD



S Lが基準というところで、全国そういう方向で動いているということとでございます。

○福祉部長（谷山昭平君） 生活保護関連のことに关しましてお答えをいたします。

まず、時間外勤務手当の増額に关しまして、執行体制の關係の御質問がございましたが、保護受給者に面接指導等を行う現業員の定数につきましては、社会福祉法で標準定数が定められております。

現在のところ、この標準定数につきましては充足をしておりますが、今現在申請者数が増加傾向にありまして、将来時間外勤務手当が増加の傾向になってまいりますれば、職員の増員ということも考慮しなければならぬのではないかと、いうふうに考えております。以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかのも、続いて。

○福祉部長（谷山昭平君） 失礼しました。その他医療費關係の質問につきましては、担当課長が説明いたします。

○福祉部社会福祉課長（窪田広志君） 社会福祉課長の窪田です。お答えいたします。

十一月までの医療費の総額が五億七千四百九十七万三千八百八十四円になっております。相対からしますと、医療費は五八・一％になっております。

内容のどういふのが多いかということでございますけれども、月ごとにいえば、千五百件ぐらいのレセプト数がございます。九月でいきますと、千六百八十七件のうちに、入院が百三十八件、入院外が八百五十七件、歯科が九十九件、調剤が五百九十件、訪問介護が三件というふうになっております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） 答弁続けてください。

○福祉部社会福祉課長（窪田広志君） お答えいたします。

期末扶助でございますが、期末扶助は現段階の金額の予算で執行しております。（発言する者あり）

○総務部長（前畠利春君） 今回の議案につきまして、添付する資料については今後可能な限り添付資料として作成し、提出したいと考えております。ただ、私どもの判断を材料するものについては、私どもの委員会等で議論して、それをまとめたものでありますが、ただ応募された業者等についての名称等がはっきりわからないような形で、今後もそういう形で提出をさせていただきたいと思っております。

それから、契約年数が二年、三年、五年というような形でありまされども、初年度について三年を基本といたしております。さきにお知らせしましたように、ふるさと観光交流センターと古民家の分については、同業者がするということで、今回の指定の期日を合わせるという意味で、一方は二年としたものでございます。あと五年としたものについては、それなりの設備投資等をされているということを前提にして、今回五年というのを設けたものであります。以上です。

○企画部長（甲斐滋彦君） 働く女性の家の件でございますが、

応募があった二者のほうは、市内が一、市外が一業者です。それから、働く女性の家の方に現在施設長が一名、それから職員が四名配置されていますが、指定管理者となった方と協議をして、この五名の方も非常にふさわしい職員ですので、協議をしてまいりたいと思っております。

○一六番（東馬場弘君） 三回目ですので。この予算、今回の補正には余り関係ないかもわかりませんが、先ほどの生活保護の期末一時扶助費が大体統一した金額なのか、それともそれぞれ皆さん違うのか、統一の金額であれば幾らぐらいなのか、ちよつと教えていただければ助かります。

それと、この指定管理料の、先ほど聞けばよかったですけど、基準ですね、答弁では各事業者から提示を求められて、そのまま出てる金額なのか、業者との相談というのかなかつたのか、提示されたままの金額が今回のこの金額になっているのか、その点を一点お伺いします。

以上でいいです。あつ、それと最後にこの指定管理の件ですけども、今後定期的な収支報告、利用者であり、本来の所有者でもある市民のチェックですね、こういった制度、それと管理を指定した行政及び第三者機関による監査、こういったのですね、それから今回指定管理者全体に言えることなんですけども、行政側のチェック体制、雇用、利用者等ですね、統計、管理運営等の指定管理者からの報告、義務、この辺はどういったことになりますか、お願いします。

○福祉部長（谷山昭平君） 生活保護の期末扶助の関係につきましては、担当課長が説明いたします。

○福祉部社会福祉課長（窪田広志君） 社会福祉課長の窪田です。お答えいたします。

金額的には統一されておりますけども、今その金額ちよつと今持っております。（「後ほど」と呼ぶ者あり）後ほど提示いたしましたと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） 指定管理者の件の指定管理者の応募の方からの金額等がそのままかということですが、例えば観光交流センターの別館について申し上げますと、指定業者のほうの応募者からは七百四十万程度改装が必要との、そういうのがございましたけれども、協議の結果、それは不用じやないかということで、金額を七百五十万減額するという、そういう協議も現段階ではしております。

○総務部長（前畠利春君） 指定管理者からは、毎月月例の報告、それから年度末では年間の報告という形で報告書をいただいております。それは指定管理者ごとにそれぞれ担当部署のほうに提出されております。それらをもとにしまして、改善点等があれば指定管理者に対して改善命令とか、そういうのはこれまでもやってきているところでございます。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） これで、東馬場弘議員の質疑を終わります。

次に、二三番、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○二三番（湯川逸郎君） 早速、議案のほうの質疑に入らせていただきます。

議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地画整理事業施行に関する条例の一部の改正につきまして、条例の一部改正の趣旨において、市長が別に定める率とあるが、帖佐第一地区土地画整理事業で、清算金の分割徴収に係る利子をどれだけの率を想定して清算されるのか、また完売の時期は何年度を想定されているのかをお尋ねいたします。質疑いたします。

議案第一一〇号の始良市消防手数料条例の一部改正についてお問い合わせいたします。

内容的には、屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る審査事務の効率化を図られたとあるが、どのように効率化がされたのか、また設置許可は毎年度何基で、現在までに何基許可されていらっしゃるのかを質疑いたします。

次に、議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）について質疑いたします。

予算書の三十五ページ、塵芥処理費節の償還利子及び割引料四万円の資源有価物処分料返還金の具体的根拠と平成二十二年度の返還金実績について質疑いたします。

二番目に、予算書の三十六ページ、労働諸費委託料三百三十一万八千円の国立公園エコツアーリズム拠点整備事業の内容を具体的に示してください。今後の事業動向を問うものであります。

三番目に、予算書五十ページ、蒲生学校給食センター費の備品購入費百五十六万七千円の減額の根拠と今後の備品購入の取り扱いを質疑いたします。

議案第一一六号平成二十二年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第二号）について、予算書二十一ページ、包括支援事業費負担金補助及び交付金の六百四十万円の減額は、どこ事業所からの派遣職員で、何名分を当初予算に計上され、いつの時点で市役所職員として採用されたかを質疑するものであります。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員の御質疑には副市長がお答えいたします。

なお、教育費関係については教育委員会でお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 初めに、議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件についての御質疑にお答えいたします。

さきの堀議員の御質疑にお答えいたしましたように、清算金の分割徴収に係る利子に利率につきまして、権利者の負担軽減を考慮し、換地処分公告の日における長期貸出金利の基準となる長期プライムレートの金利を採用したいと考えております。

また、保留地は換地処分の翌日に、普通財産として市に引き継がれることから、完売の時期についてはつきりとは申し上げられませんが、市の財産として適正に販売していきたいと考えております。

なお、平成二十二年十月末現在で、保留地は六十三画地、金額で約六億一千万円となっております。

次に、議案第一一〇号始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件についての御質疑にお答えいたします。

一点目の手数料の減額理由であります。審査事務の効率化については、タンクに使用される鋼材一枚当たりの面積が広がったことから、溶接部分が減少したことや検査に必要な測定機器の性能が向上したことにより、検査時間の短縮が図られたことなどが主な理由であります。

次に、二点目の屋外タンクの貯蔵所の設置許可件数ですが、過去五年間における屋外タンク貯蔵所の設置許可申請はありません。また、現在までの設置許可件数は三十一基となっております。

次に、議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）の塵芥処理費についての御質疑にお答えいたします。

本件は、平成二十一年度一般会計歳入予算の雑入におきまして、旧蒲生町分の有価物売却処分料の平成二十二年二月分が業者より重複して納付されておりましたので、一回分三万九千九百九十円を返還するものであります。なお、今年度においては返還金はありません。

次に、二点目の労働諸費についての御質疑にお答えいたします。

錦江湾の国立公園化に向けたエコツーリズム拠点整備事業につきましては、さきの堀議員の御質疑にお答えいたしましたように、エコツーリズムのプログラム作成等の事業を行おうとするものであります。また、今後の事業展開につきましては、環境整備を国や県に働きかけていきたいと考えております。

次に、議案第一一六号平成二十二年始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第二号）についての御質疑にお答えいたします。

事業所からの派遣職員は、当初予算におきまして四人分を計上しておりますが、本年四月一日から、社会福祉士、ケアマネージャー及び主任介護支援専門員の資格を有する職員を採用したことにより、市内の三事業所からの派遣職員は三人となり、負担金一人分を減額補正するものであります。

なお、三事業所からの派遣職員の任用期間は、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日の一年間であります。

○教育長（小倉寛恒君） 次に、議案第一一二号平成二十二年始良市一般会計補正予算（第六号）についての御質疑にお答えいたします。

備品購入費の減額補正は、保冷剤を冷凍するための冷凍庫一台と

あえものや酢の物用の冷凍冷蔵庫一台の買いかえを予定し、九月二日、二台分と一緒に五業者による指名競争入札に付しましたところ、九十三万二千四百円で落札決定となりました。このため、当初予算額二百五十万円との差額、百五十六万七千円を減額するものであります。

なお、本年度はこれ以外の備品を購入する計画はありません。

○二三番（湯川逸郎君） 最初の議案一〇号につきましては、もう同僚議員が質問ですべて聞きたいところを述べておられましたので、これについての追加を私はいたしません。

それから、一一一号につきましても同じでございます。堀議員が質問されたようなことをお聞きしたいということで質問を出しております。

一一二号の一般会計の塵芥処理費についての御質問をいたします。このことにつきましては、この平成二十一年度の会計歳入予算の雑入ということが明記されておりますが、これが毎月二十一年度においても精算されておったと思うんですが、いつこの時点が出てきたのかをお知らせください。

それから、一般会計の労働諸費につきましてのエコツーリズムにつきましても、これも同僚議員が質問していらつしやいましたので、これを省きたいと思えます。

次に、始良市の介護保険特別会計の補正が六百四十万円、この事業所からの派遣職員ということでございましたので、回答書を読みまして、本年四月一日から社会福祉士、ケアマネージャー及び主任介護士専門員の資格を有する職員を採用したことにより、市内の三事業所からの派遣職員は三人となり、負担金一人分を減額補正する

ものでありますということになっておりますが、三事業所というこ  
とで名指しされておりますので、どこかということをお聞きしたい  
と思います。

それと、三名の方々の資格、それから年齢、男女の別、市民への  
募集方法、そして最後にお聞きしたいのが、この御三方の試験の実  
施はいつごろなされたのかをお聞きしたいと思います。

それから、教育委員会で御答弁いただきました備品購入の件につ  
きまして、保冷剤を冷凍するための冷蔵庫一台、あえものの専用の  
冷蔵庫一台、二台でございますが、五業者ということでありました  
ので、この五業者の市内、市外の業者を教えてください。

それと、この冷凍冷蔵庫は幾らで入札されたのか、それだけを教  
えてください。

以上です。

○市民生活部長（池山史郎君） お答えいたします。

資源物処分料返還金がいつ出されたかということでございますけ  
れども、一回目に三月十八日に納付されました、さらに四月二十六  
日にも納付されて重複になっているということでございます。

以上です。

○福祉部長（谷山昭平君） ただいま質問のありました介護関係  
の質問に対しましてお答えいたします。

まず、私のほうから若干経緯として説明しますけれども、この執  
行につきましては、旧始良町におきましては、平成十八年度までは  
委託事業として旧在宅介護支援センターを中心に、中学校区ごとに  
設置運営がされていたところであります。平成十九年度に地域包括  
支援センターが設置されると同時に、地域包括支援センターの事務

所として、出向先の法人事務所で事務を継続してるということであ  
ります。

今御質問のあった年齢とか法人名とか、詳しいことにつきましては  
は、次長のほうで説明いたします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） お答えいた  
します。

今質疑をいただきました件でございますが、この三事業所と申し  
ますのは、旧始良町は包括支援センターを設置する前に、在宅介護  
支援センターを各中学校区ごとに設置しております、この各中学  
校ごとに事業所を展開されております山田中学校区におきましては、  
社会福祉法人希望会、それから、帖佐中学校区におきましては、社  
会福祉法人建昌福祉会、重富中学校区におきましては、医療法人大  
進会ということで、在宅介護支援センターを運営しまして、高齢者  
との相談等の掘り起こし等をやっておりますけれども、包括支援セ  
ンターを設置したときもこの体制を維持しようということで、サブ  
センターということでこのセンターを包括センターの中に位置づけ  
まして、そこに従事していた職員も、そのまま執行職員という形で  
運営してきております。

年齢ということでしたが、年齢は三人の方については女  
性の方でございます、五十九歳、三十一歳、三十歳という方々で  
ございます。

以上であります。

○教育部長（二見康洋君） 教育関係につきましてお答えいたし  
ます。

業者は五業者とも大手の鹿児島営業所のほうを指名をいたしてお

ります。ただ、業務用の冷凍冷蔵庫でございますので、そういった形で入札をいたしたところであります。入札金額は、先ほど申し上げました、答弁いたしましたように、九十三万二千四百円で落札決定となっております。

お答えは以上です。

○二三番（湯川逸郎君） 答弁漏れがあると思うんですけども、先ほど経過で中で、委託事業のずつとされておったという中で、私のほうとしましては募集方法はということで質疑しました。そして、この方々の試験をなさっていらっしゃるのかどうか。ただ、委託先で包括支援センターの職員としての扱いだけで、それが職員採用ということになりますので、そのあたりはどういうふうに取り扱われたかをお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） 湯川議員、三回目の質問として。

○二三番（湯川逸郎君） はい。

○議長（兼田勝久君） それじゃ、答弁を求めます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） お答えいたします。

失礼いたしました。この三事業所からの出向職員につきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれの在宅介護支援センターということで、社会福祉士という資格で活動を、高齢者支援をしていただいていた方でございまして、市の職員としてのことではございませんので、試験採用とかいうことではございませんで、有資格者としてそれぞれの地域で密着した活動をされていた方ということ、出向職員ということとしております。こちらのほうに提出され

る資料に基づいて、起案という形で行政処分ということで、こちらは対処しております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） これで湯川逸郎議員の質疑を終わります。

次に、一九番、神村次郎議員の質疑を許します。神村議員。

○一九番（神村次郎君） 私は、二点について質疑をいたします。議案第一一二号、三十六ページになると思うんですが、何人かの議員の方が質問されていますが、エコツーリズムの関係ですが、錦江湾奥の国立公園化に向けたエコツーリズム拠点整備事業、委託事業の内容についてお伺いいたします。

二番目、湾奥の国立公園の内容についてお伺いいたします。

三番目、始良市として国立公園化に向けた対応は何か必要かお伺いいたします。

農林水産業費、林業振興費で三十九ページになりますかね、林業構造改善事業補助金返還についてお伺いいたします。この事業での成果は何か、そして、二番目に市として事業の継続はできないのかお伺いいたします。

それから、答弁だけが入ってますが、山田凱旋門の関係については総務委員会に所属ですので、そこでお聞きをしたいと思っております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） 山田凱旋門の質疑については、とりやめということですね。はい、それじゃそのことで答弁願います。

○市長（笹山義弘君） 神村議員の御質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 初めに、議案第一一二号平成二十二年  
度一般会計補正予算（第六号）の労働諸費についての御質疑にお答  
えいたします。

錦江湾の国立公園化に向けたエコリズム拠点整備事業につき  
ましては、さきの堀議員の御質疑にお答えいたしましたように、エ  
コリズムのプログラム作成等の事業を行おうとするものであり  
ます。

錦江湾奥の国立公園は、国内最大級の海域カルデラとされる「始  
良カルデラ」を抱える錦江湾北部地域約二万ヘクタールを国立公園  
に追加する方針を、環境省が十月に公表しております。

また、本市といたしましては、環境整備に向け国や県に積極的に  
働きかけを行っていく必要があると考えます。

次に、林業振興費についての一点目の御質疑にお答えいたします。  
この事業での成果は、平成十二年度に森林バイオマス等活用施設  
として、竹材を主原料とした天井・壁材であります竹炭ボードを生  
産・販売することにより、これまで放置されていた竹林等の森林資  
源の有効活用や雇用促進が図られたと考えております。

二点目の御質疑についてお答えいたします。  
当組合の施設等の財産は、協同組合ケトラファイブの組合員のう  
ちの一社に有償譲渡される予定であり、処分後も補助事業の目的・  
趣旨に沿った形で事業が継承されるとともに、新たな事業を計画し  
ていると報告を受けております。  
以上、お答えいたします。

○一九番（神村次郎君） 国立公園の関係について、一点だけお  
伺いします。

エコリズムの関係の整備をしたいということですが、桜島と  
か霧島に行くと、この科学館、ミュージアム的なものを整備して、  
その自然体系とか、そういうものを紹介するものが整備をされて  
いますが、そういったものをば整備をするのか、そういうことを想  
定しているのか、お伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまの御質問ですが、国・県に  
積極的に働きかけるといふ中には、今議員の仰せのビクターセン  
ターというものが国立公園にありますので、この設置についても要  
望してまいりたいと考えているところでございます。

○一九番（神村次郎君） あと一点だけですが、ことしお隣の霧  
島市が自然公園、ジオパークの関係で環境省と話がされて、ようや  
く話がうまくいきつつありますが、ジオパークとこの今回の環境省  
が考えている国立公園化と連携といえますか、そういったものは考  
えられるのか、そして、本市でそういったジオパークとの関連を進  
めていく気があるのか、そこら辺をお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまの議員の御質問ですが、ま  
だ具体的な国からのそういうものも示されておりませんので、今検討  
しているというところではなく、どのような位置づけがされるかとい  
うことで、それを待つてるところでもございます。

○議長（兼田勝久君） これで神村次郎議員の質疑を終わります。  
次に、五番、田口幸一議員の質疑を許します。

○五番（田口幸一君） あとちようど十二時まで二十分ですが、  
それまでに終わらせたいと思います。

議案第一一二号平成二十二年始良市一般会計補正予算（第六  
号）について、一点目、十一ページの個人市民税現年課税分、減の

一億二千万円の理由は何か、当初予算の見積もり分析が甘かったのではないか、詳細を分析して説明してください。

私は、これを通告は十一月二十二日にいたしました。ここに括弧書きで書いてありますように、現在のこの時期にどうしてなのか、平成二十二年度は十一月、十二月、一月、二月、三月と残っておるがということですね。

二点目は、十五ページの生活保護費四分の三、これは国、県の補助金、国庫補助ということですか。一億一千二百三十八万七千円は、毎年この時期に入ってくるのか、それとも生活保護者が増加したのか、その仕組みを説明してください。

三点目、二十一ページの林業構造改善事業補助金返還金二千七百九十九万二千円は、どのような理由か、事業の内容を説明してください。そして、地区はどこどこか、これについては、同僚議員も同じような質問をしておられたようです。

これと関連して、歳出のほうで三十九ページの償還金利子及び割引料同額で二千七百九十九万二千円との関連はどうなっておりますか。

四点目、三十一ページの地域福祉空間整備事業補助金二千四百七十八万三千円の内容を説明してください。

最後に、議案第一一三号、十二ページのこれは国民健康保険の部分ですね。十二ページの診療報酬三億円の増は、伸び率はどうなっているのか、また、病気の内容はどのようになっているのか、説明をしてください。

○市長（笹山義弘君） 田口議員の御質疑につきまして、副市長がお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 初めに、議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）についての一点目の御質疑にお答えいたします。

平成二十二年度始良市一般会計当初予算は、旧三町の平成二十年度の決算並びに平成二十一年度の調定額の推移をもとに計上いたしております。個人市民税の現年課税分におきましては、近年の経済状況から離職者の増と所得額の減少等が影響を与えるものと思われまます。今後の調定額の伸びが見込めないことから、今回減額計上するものであります。

次に、生活保護費についての御質疑にお答えいたします。

今回の補正は、生活保護者の増加による扶助費の不足分一億四千九百八十五万円を増額補正するものですが、うち四分の三の一億一千二百三十八万七千円については、国庫負担金が交付されます。生活保護費国庫負担金については、毎月の生活保護費の支給に充てられることから、毎月概算で国から交付されております。なお、国庫負担金の変更申請書は一月に厚生労働省に提出することとなっております。

次に、三点目の林業構造改善事業補助金についての御質疑にお答えいたします。

さきの里山議員の御質疑にお答えしましたように、蒲生町萩ノ段工業用地にある協同組合ケトラファイブは、景気の低迷により現組織体制では経営改善の見通しが立たないことから解散し、施設を処分することになったものです。

施設の処分に当たり、補助事業により取得した施設は一部減価償却が完了してないため、補助金の返還が生じることとなりましたの



で、市は事業主体である協同組合ケトラファイブからの補助金返還金を県に返還するものです。

次に、四点目の地域福祉空間整備事業についての御質疑にお答えいたします。

さきの九月議会で、認知症高齢者グループホーム一カ所にスプリンクラーを設置する補助金二百三十四万一千円の補正予算を議決していただきました。今回は、国の第三次追加協議の中でスプリンクラーの設置義務のない延べ床面積二百七十五平方メートル未満のグループホームも、補助金の交付対象となりましたので、始良市内の該当するグループホーム十施設にスプリンクラーを設置するための補助金を計上するものであります。

次に、議案第一一三号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第二号）についての御質疑にお答えいたします。

診療報酬の伸び率につきましては、平成二十一年度実績の医療費に対しまして五・七％の増加を見込んでおり、本年五月診療分の医療費の件数では、循環器系、消化器系、内分泌、栄養及び代謝疾患系の疾病が上位を占めております。その主な傷病名としましては、高血圧性疾患、糖尿病、歯肉炎及び歯周疾患となっております。

以上、お答えいたします。

○五番（田口幸一君） それでは、二回目以降の質疑に入ります。あと十分ぐらいですから、もうこの二回目ですが、甲斐部長のまねをして二回読めばいいんですけど、私はゆっくり大きな声で申し上げますので、書きとめていただきたいと思います。

まず、十一ページの個人市民税について、一点目、平成二十二年

十一月末現在で、納税額は幾らか。

二点目、平成二十二年十一月末現在で、特別徴収、普通徴収の納税額の内訳はどのようになっているか。

三点目、未納額の徴収体制はどのようになっていますか。

四点目、予算減額二十四億四千五百七十万円となっているが、年度末の納税額をどのように分析しているか。

五点目、先ほど調定額云々というのが副市長のほうからありました。調定額と比較してどのようになるか。

六点目、法人市民税の実態は十一月末現在でどのようになるか。

次、議案第一一二号、十五ページの生活保護費一億一千二百三十八万七千円と、三十三ページの生活保護扶助費一億四千九百八十五万円の差は、三千七百四十六万四千円になります。この差額は市費になるのか、それとも県費か、あるいはほかの財源か説明してください。

二点目、私は最初通告したのは、当初予算の見込みが甘かったのではないかということを申し述べましたが、当初予算の見込みはどうだったのか。

三点目、生活保護世帯の実態を説明してください。これは別な角度からです。高齢者世帯、一般世帯、母子世帯などについて説明をお願いします。

四点目、生活保護費は福祉事務所がこの始良市になって、福祉事務所が設置されました。そこで処理が行われていると私は考えます。そこで、生活保護費はいつ、どこで、日時、場所、どのような形で支払われているのか。

五点目、その体制はどうなっているのか。支給にはいろいろな人数

も職員体制があると思います。その辺のところを答えてください。

六点目、今ここには福祉部長が座っていらつしやいますが、福祉事務所と福祉部の関連を説明してください。

七点目、先ほど言いました高齢者世帯、一般世帯、母子世帯の平均的受給額は幾らか。なぜこれを聞くかといいますと、年金受給者との関連があります。国民年金も二十歳から六十歳まで四十年間かけた人が、月額六万五千円です。付加年金というのがありますが、五百円プラスして、これでも七万一千二百円になります。だから、相当この生活保護の受給者、二人世帯とか三人世帯とありますが、平均的受給額は幾らになるのか、お知らせください。この年金受給者とか勤労世帯、この生活保護とのすれすれの人たちの始良市民生活者がおられると思いますので、この説明してください。

八点目、父子世帯の受給世帯は幾らか、また何世帯あるのか、父子世帯のうちゅうのは、余り取り上げられませんよね。それと補正予算の二十一ページですね。これは農林水産部関係になります。二十一ページの林業構造改善事業補助金返還金二千七百九十九万二千円と、三十九ページの償還金利子及び割引料二千七百九十九万二千円は、これは同額になっております、歳入歳出。先ほど里山議員と神村議員ですね、神村次郎議員の質疑の中でも出てきましたが、会社が倒産したと、ケトラファイブというこれはわかりました。

二点目、そのケトラファイブという会社には、どのような人が何人ぐらい働いていたのか、また、この会社は第三セクターなのか。

三点目、次に引き継ぐ会社があるというので、今副市長の答弁で出てきました。次に引き継ぐ会社は何をしようとしているのか、そして、その五点目、その次に引き継ぐ会社は、操業のめどは立って

いるのか。立っていたら、それは操業日は大体いつになるのか、お知らせください。

次に、介護関係に入ります。

三十一ページの地域介護福祉空間整備事業補助金について、二千四百七十八万三千円という補正増になっております。先ほどの答弁で、これは私は何のことかなと思つたら、認知症高齢者グループホームという副市長の答弁で出てきました。この認知症高齢者グループホームというのは、始良市内に何箇所あるのか、対象者は何人か。そして、この認知症高齢者グループホームを大体何人で運営しているのか。

三点目、十六ページの民生費国庫補助金一〇分の一〇、二千二百五十八万七千円と、十八ページの民生費県補助金一〇分の一〇、二百十九万六千円、これでちょうど最初に申し上げたこの国庫補助金と県補助金を足せば、二千四百七十八万三千円になります。ですが、これは全部補助金ですよ、全部国や市の、このほかに、市費の始良市の持ち出しはないのか、お尋ねします。

最後です。もう少し。最後に、国民健康保険の事業勘定ですが、議案第一一三号、十二ページの診療報酬三億円の増についてお尋ねをいたします。

一点目、これは一般被保険者療養給付費となっておりますが、私たちも退職者です。退職被保険者療養給付費の伸び、病気の内容はどうようになっていくか、こちらのほうが高齢者がおったり、公務員の退職者とか一般の会社の退職者とか多いですので、病院に行かれるのはこの人たちだと思ふんですよ。だから、これを今言ったのを繰り返しません。

二つ目に、現在インフルエンザの注射が、私も最近病院に行きました。各医療機関で実施されているが、インフルエンザ流行の現状をどのように分析しているか。

三点目、この財源として繰越金二億三千四百八十八万五千円で対処と、これだけじゃないですよ。私がお聞きしたいのは、この繰越金のことを聞きたいんです。繰越金二億三千四百八十八万五千円で対処となっているが、あと残りの繰越金は、今年度幾らになるのか。

四点目、いつもこの本会議とか委員会等で論議されております国民健康保険事業の基金はどのようになっているのか、わかっていたらその金額をお示しくください。

最後に、国民健康保険事業はある政党の方々は一万円値下げをせよということをよく言われます、この本会議でも。

最後に、平成二十二年度末の国民健康保険事業勘定の決算見込みが算定になっていたら、それをお示しくください。

以上です。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後 一時 三十分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○総務部長（前畠利春君） 御質問の一番目からは、それぞれ担当部長、担当課長がお答えいたします。

○議長（兼田勝久君） 担当課長、課名と名前を。

○総務部税務課長（脇田満穂君） 税務課の脇田です。よろしく

お願いします。

先ほどの御質疑に対してお答えいたします。

まず一点目ですが、個人市民税の十一月末の現在でということでございますが、十五億六千九百七十二万円です。

それから、二点目の（「書きとめますから、もうちょっとゆっく」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

一点目ですが、十五億六千九百七十二万円です。二点目の同じく十一月末現在での特徴と普通徴収の区分でございますが、特徴につきましては十億八千九百七十二万円です。普通徴収は四億七千九百四十万円です。

三点目に入ります。未納額の徴収体制につきましての御質疑でございます。納期おくれの方は大体と申し上げましょうか、督促状を發しますと、納め忘れの方につきましてはほぼ収納いたしておりますけれども、納期的に複数期未納になりますと、税務課としましては、まずはお一人おひとりに電話催告を申し上げます。

そしてその後、臨戸の徴収、そして相談という形の体制をとっております。十一月から実施いたしております。

続きまして、四点目と五点目は関連がございますので、一括してお答えをしたいと思います。

まず、今回の補正後の予算現額については、調定額のおよそ九七％を徴収率として予算額を計上いたしております。納税額につきましては、最終的にその九七％以上の徴収率を目指しておりますので、その額で収納がありますように努力してまいりたいと考えております。

最後に六点目でございますが、法人市民税の十一月末現在ですが、

二億四千九百三十七万円でございます。

以上、お答えいたします。

○福祉部長（谷山昭平君） 先ほど御質問の福祉部の関係につきまして、担当の次長と課長のほうに説明をさせます。

○福祉部社会福祉課長（窪田広志君） 社会福祉課長の窪田です。お答えいたします。

一点目の差額分の三千七百四十六万三千円は、市費か県費かほかの財源かということでございますが、残り分については一般財源を充てることとなりますが、生活保護事務は法定受託事務でございますので、地方交付税でほぼ全額交付されると考えております。

二点目の当初予算の見込みはどうだったかということでございますが、当初予算につきましては、昨年度の旧三町の実績と生活保護世帯数の増加を見込んで、当初が十五億三千八百二十九万九千円を計上しましたが、四月以降に相談件数が多くなったことや、雇用情勢の悪化等もございまして受給者はふえております。

また、冬場のインフルエンザ等で医療費の伸びが予想され、これらの常備を踏まえて収納所要見込み額を積算しましたところ、見込み額で十六億八千八百四十九万九千円、一億四千九百八十五万円の補正を計上をいたしております。

三点目の受給者の内訳でございますが、高齢者が二百十一世帯、母子が六十三世帯、障害が九十世帯、傷病が二百九世帯、その他六十九世帯となっております。（「もう一度言ってください」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「高齢が何世帯か」と呼ぶ者あり）

高齢が二百十一世帯、母子が六十三世帯、障害が九十世帯、傷病が二百九世帯、その他六十九世帯となっております。

四点目の生活保護費は、いつでもどのような形で支払われるかということでございますが、生活保護費につきましては、一カ月分を毎月五日に支給をします。五日が閉庁日に当たるときには、その前日に支給をしております。支払い方法につきましては、窓口払いと口座払いがございます。窓口払いは支払いが始良公民館、重富地区公民館、山田地区公民館、加治木福祉センター、蒲生町民センター、五カ所でございます。

五番目の生活保護職員体制でございますが、福祉部の社会福祉課で対応しております、課長以下十九名、うち臨時職が六名になっております。

六番目の福祉事務所と福祉部の関連ということでございますが、社会福祉法第十四条に基づき、都道府県及び市は、条例で福祉に関する事務所を設置しなければならないと規制されており、始良市福祉事務所設置条例施行規則第二条の中で、始良市行政組織規則三号に規定する福祉部社会福祉課、児童福祉課及び長寿・障害福祉課が分掌するとなっております。

施行規則第三条の中で、所長は福祉部長を当てるというふうになっております。

七点目の高齢者世帯、一般世帯、母子世帯の平均受給額ということでございますが、これにつきましては、その家庭状況によって異なりますけれども、平均的にいいますと、高齢者ひとり世帯で六万六千二百六十円、二人世帯で九万九千九百九十円、一般標準世帯で三人、三十三歳男子、二十九歳女子、四歳児の子どもで十三万二千九百八十円、母子世帯は、三十歳と小学生、四歳の子一人で考えますと、十二万七千九百円になります。

八番目の母子世帯の受給世帯でございますけれども、現在、始良市では二世帯でございます。

以上です。（「父子世帯」と呼ぶ者あり）

父子世帯は二世帯でございます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） 福祉部で所管しております四点目の質疑でございますが、地域福祉空間整備事業の補助金についての質疑にお答えします。

まず、市内の認知症高齢者グループホームは何カ所で何人かというところでございましたが、運営している施設としては十二施設で、十八ユニットが開設されております。一ユニット九人が定員でございますので、利用者は総数で百六十人になります。

次に、何人で運営されているかということでしたが、一ユニット九人のお世話をするために、十人ほどの職員が登録ということになっておりますが、通常は管理職、介護職員合わせて大体五人から六人で運営されております。

次に、この事業は十分の十の補助金で、市費の持ち出しはないかということでしたが、国が二千二百五十八万七千円、県が二百十九万六千円で、市からの持ち出しのないスプリンクラー設置にかかる補助金であります。

以上です。

○農林水産部長（屋所克郎君） 農林水産部関係についてお答えいたします。

まず、二千七百九十九万二千円が歳入歳出同額で組んであるがということですが、補助金の返還ということでございますので、まず、市のほうが、市のほうは県のほうへ補助金を返還するわ

けでございます。同額をこのケトラファイブのほうから市のほうへ歳入で入るということでございます。

従業員数のことでございますが、事業当初は十三名の方がおられました。現在は四名の方が従業員としておられます。

それから、第三セクターかということでございますが、四つの会社が出資をいたしまして、協同組合ケトラファイブということになっております。

それから、ここが引き続き、この組合がどうなつて何の事業をするかということですが、この四つの会社の中の一社が、この事業を引き続き事業を展開してまいります。それと同時に新規事業にも取り組みたいということでございます。

操業のめどでございますが、三月末に精算が完結した後に、先ほど言いました一社の事業の方がそれを引き継ぐということでございます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野実君） お答えいたします。

国民健康保険事業に関する質問にお答えしたいと思います。

まず、一点目の退職被保険者の医療費の伸びと、その病気の内容はということですが。

まず、ちよつと事前に、平成二十年の四月の医療制度改正で退職者医療制度にしましては二十年度で廃止、二十七年までの経過措置という取り扱いをしております。そのために旧制度では退職者医療は厚生年金二十年以上掛けた方々が、六十歳以上で七十五歳までが退職者医療制度でございましたけど、今の制度では六十歳以上、六十五歳未満となっておりますので、十年分が前期高齢者のほうの

国民健康保険のほうにいつておりますので、その旨は御理解いただきたいと思います。

そのため医療費につきましては、一般被保険者は五・七%伸びておりますけれども、医療費につきましては八・五%減になっていきます、受診率は。

それと、病気の内容については、先ほど答弁で申し上げた一般被保険者と全く同様の状況でございます。

次に、二番目のインフルエンザの流行の現状と、その分析ということでございますが、一応関係機関のほうに問い合わせをいたしましたところ、十一月末で県内では加世田、伊集院、大口で十三名から十四名ほどインフルエンザに罹患した人がいるということでございます。

始良市におきましては、インフルエンザA型、これが今豊富小で一名いらっしやいます。と同時に、疑いをもたれている方が約数名程度ということで、これについてはまだインフルエンザがどうか確認がとれておりません。

それと、その分析はということですが、十一月診療に關しては二月に請求がきますので、二カ月おくれですので本年度についての分析はまだ行っておりませんが、前年度につきましては、新型インフルエンザ、季節性のインフルエンザが相当流行しましたけれども、医療機関からの罹患性がある、うつるということで皆さん、通常の病気の治療を控えられましたので、極端な医療費の伸びは昨年度でもありませんでしたので、ことしもそのような状況であるのではないかとということで、今回補正で上げております医療費五・七%のびで対応できるだろうと考えております。

次に、繰越金の金額は後幾らかということですが、平成二十一年度の繰り越しが三億一千九百七十万七千円ということで、議会でも答弁いたしております。補正関係で、これまでに今回の第二号補正まで合算しまして二億九千三百八十二万一千円、財源として使っておりますので、残り二千五百二十八万六千円となっております。

次に、基金についての金額でございますが、ことしの三町合併時に、それぞれの旧町で持っておりました基金の積立金を持ち寄るということで、現在三億八千二百七十万円基金として積み立てをしておりますが、毎月の医療費の支払いをしなければなりません。それと国庫補助金等がほとんど三月末に入ってきますので、この三億八千二百万のうち三億八千万の現金は基金運用として取り扱っております。

次に、平成二十二年度末の決算見込みでございますが、今回の十二月補正までによりまして、予算額として八十二億一千三百三十九千円の予算計上をしております。そのうちの九七%についてが医療費と、それからそれぞれ後期高齢等の負担金になります。

総体的に、決算見込みを一応八十一億五千万という形をとっています。ただ、不景気等でどうしても税収等の伸びがございません。ですので、財源の国のほうの国保交付金等もふえることはございませんので、最終的には今持っている基金のうちの若干の取り崩しをしなければ対応できないものと、決算見込みを立てております。

以上です。

○五番（田口幸一君） 先ほどちようど十二時に終わるように、十一時五十九分までということでしたが、今ほとんど百点に近い回

答をいただきました。

一点だけ、五秒だけお尋ねいたします。

最初の税務課長が答弁されました。三点目の未納額の徴収体制はどのようなになっているかということ、ここに督促状云々、それから電話催促をするということでしたか。これは税務課のほうでされるのですか、それとも今度新しく今新設されている収納課のほうでされるわけですか。

この督促状の件数、電話催促の件数は幾らぐらいになりますか。わかっておれば教えてください。

○総務部税務課長（脇田満穂君） 今の御質問にお答えいたします。

まず督促状、それから後電話催告等は、まず督促状は現年分の部分でございますので、税務課のほうでさしてもらっております。

それから、後催告状とかにつきましては、収納管理課のほうでお願いしております。

すなわち過年分に重きをおいているのが収納管理課でございます。後督促状の發送数、それから後、電話等の件数につきましては、申しわけございませんが今資料を持ちあわせておりません。

○議長（兼田勝久君） 後ほど、後ほど。

○総務部税務課長（脇田満穂君） 後ほど資料をお出ししたいと思います。

○五番（田口幸一君） よくわかりました。皆さんもよくわかりましたと思います。

以上で終わります。

○議長（兼田勝久君） これで田口幸一議員の質疑を終わります。

以上で、日程第二、議案第一一一号から日程第二九、議案第一三  
四号までの質疑を終わります。

これより議案処理に入ります。議案処理につきましては配付しました議事日程摘要欄のとおり処理します。

日程第二、議案第一一一号始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件から、日程第八、諮問第六号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件についてまでの以上七件については、会議規則第三七条第三項の規定により、委員会付託を省略し審査したいと思ます。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、日程第二、議案第一一一号から日程第八、諮問第六号までの七件については、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第二、議案第一一一号始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから、議案第一一一号始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一一一号始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第一一五号平成二十二年度始良市後期高齢者医療

特別会計補正予算（第二号）について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから、議案第一一五号平成二十二年始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一一五号平成二十二年始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第一一七号平成二十二年始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第一号）について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから、議案第一一七号平成二十二年始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第一号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一一七号平成二十二年始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第一号）は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第一一九号平成二十二年始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから、議案第一一九号平成二十二年始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第一一九号平成二十二年始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第一三五号始良・伊佐地区介護保険組合規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから、議案第一三五号始良・伊佐地区介護保険組合規約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は可決することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第一三五号始良・伊佐地区介護保険組合規約の変更については、可決されました。

日程第七、第八、諮問第五号、第六号人権擁護委員の推薦につき



意見を求める件を議題とします。

ここでしばらく休憩をします。

午後二時二分散会

午後 一時五十三分休憩

午後 二時 開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま開催しました全員協議会で、諮問第五号、第六号の意見がまとまりましたので、お手元に配付しました意見書のとおり、答申したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。諮問第五号、諮問第六号はお手元に配付しました意見書のとおり、答申することに決定しました。

日程第九、議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第三三、陳情第八号陳情書「アイル・アイラの閉鎖に伴う同施設の転売についての緊急措置依頼の陳情」までの二十五件については、本日配付しました議事日程摘要欄のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（兼田勝久君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。したがって、本日の開議はこれをもって散会といたします。

なお、次の会議は十二月十日午前十時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。